



EZインベスト証券

取引説明書
店頭外国為替証拠金取引
～EZ MT4～

EZ インベスト証券株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第 156 号

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」又は「本取引」といいます。）をされるに当たっては、この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「店頭デリバティブ取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。

目次

重要事項	2
店頭 FX のリスクについて	2
自動売買に関する注意喚起	8
CHAPTER 1. 取引開始までの流れ	9
1 取引口座.....	9
2 本人確認及びマイナンバー.....	10
3 ID 及びパスワード	10
4 取引プラットフォームのダウンロード	11
CHAPTER 2. 取引概要	12
1 取引時間・注文受付時間	12
2 取引通貨・取引レート・スワップポイント	12
3 証拠金	13
4 注文	14
5 入出金	19
6 ロスカット	20
7 両建てとなる取引	21
8 取引に関する書面	21
9 取引口座の維持等	21
10 税金について	21
11 契約の終了事由	22
12 資産の保全	22
13 特定投資家	22
CHAPTER 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為	23
CHAPTER 4. 会社概要	26
CHAPTER 5. 取引用語	27

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

本説明書は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 3 の規定に基づき、店頭 FX 取引の契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付する契約締結前交付書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭 FX 取引について説明します。

【店頭 FX 取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれ（元本超過損）があります。お客様の取引による損失が、お客様の預託した証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合は、当該不足金を取引口座に差し入れていただく必要があります。
3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、この価格差がお客様の取引コストとなります。
4. 外国為替相場の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。
5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントは変動し、受取りから支払いに転じる場合もあります。
6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度が設けられていますが、当該制度はお客様の損失の額を一定の範囲に限定することを保証するものではなく、相場状況によっては、お客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害又は異常レートの発生等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格による約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被る可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません。
9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。

カバー取引先：WGM Services Limited（金融商品取引業）

監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会
(CySEC)

登録番号：203/13

カバー取引先：LMAX Broker Limited（金融商品取引業）

監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA）
登録番号：783200

10. 当社は、金商法第43条の3及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第143条から第145条の規定に基づき、お客様からお預かりした証拠金を、ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、取引による評価損益及び実現損益並びにスワップポイントによる損益を加減した金額（信託必要額）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して2営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。
11. お客様が行う店頭FX取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引先、又は当社の主要な取引先金融機関等のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭 FX 取引のリスクについて】

店頭FX取引は、全てのお客さまに無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、かつ、その他にも様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

(価格・指數変動リスク)

店頭 FX 取引は、ハイリスク・ハイリターンの取引であり、元本が保証される取引ではありません。世界中で起こる様々な要因により、取引対象通貨の価格（相場）が変動し、これによりお客様に損失が発生することがあります。また、相場が急激に変動した場合には、お客様は、お預けになった証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

(信用リスク)

当社又は当社のカバー先にて、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から 2 営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合もあります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、これによりお客様の証拠金の一部が返還されずに損失となるリスクがあります。

(為替リスク)

決済通貨が日本円でない通貨ペアを取引された場合、決済通貨の円換算に適用される外国為替レートの変動によってお客様の最終的な取引損益は変動します。

(流動性リスク)

原資産の取引市場又はカバー先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭 FX 取引における流動性が低下することがあります。当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジションの確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあります。また、当社が取引価格の配信を停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われます。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。

（取引、注文に関するリスク）

店頭 FX 取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、市場に大きな影響を及ぼす事件等が週末等の取引時間外に発生した場合は、直近の終値と取引再開後の始値に乖離が発生するリスクが高いため、週末を持ち越す逆指値注文の利用には注意が必要となります。

（相対取引リスク）

店頭 FX 取引は、お客様と当社との相対取引になります。当社がお客様に提示する店頭 FX の価格は、当社のカバー先が生成する価格を基として当社が独自に提示する価格です。そのため、提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）又は他の業者が配信する価格とは同一ではなく、それらと比較して不利な価格にて取引が成立する可能性があります。

（金利変動リスク）

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。二つの通貨間の金利の差に基づき、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の経済状況や金融政策等を反映しており、常に予告なく変動します。それに伴い、受払いされる金利が常に一定とは限りません。

（システムリスク）

当社の取引システム（当社のカバー先及び当社のシステムに関する委託先等が提供するシステムを含みます。）又は当社システムとお客様の端末を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しその他の操作が行えない可能性があります。また、取引は正常に行える場合においても、提示レート及び取引プラットフォーム上にて配信される情報の誤り又は遅延が発生し、実勢レートと乖離した価格での約定、又は約定

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

の取消しが行われる可能性があります。これら正常ではない状態における約定等については、当社の判断により対応方法を決めます。

(レバレッジ効果によるリスク)

店頭 FX 取引は、レバレッジ効果（てこの作用）があり、差し入れた証拠金と比べ何倍もの大きな金額（想定元本）の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な半面、大きな損失を被るリスクがあります。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

(スリッページリスク)

スリッページとは、お客様がご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及び当社システムにおいてお客様の注文を受注した時点から約定処理を完了するまでに要する時間の差により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

また、注文の発注から約定に至るまでの間に取引停止時間帯（週末を含みます。）がある場合は、取引停止時と取引再開時の価格の乖離により、大きな幅のスリッページが発生するリスクがあります。取引停止時（週末の取引終了時を含みます。）に発注されおり、かつ未約定であった全ての注文（指値、逆指値、及びロスカット執行）は、取引再開時に、取引再開時点の価格により執行の判定が行われます。したがって、週末その他の取引時間外において相場に影響を与える事象が発生し、週末（又は取引停止時）の終値（クローズ価格）から週初（又は取引再開時）の始値（オープン価格）の間に大きな乖離が発生した場合は、スリッページが予想外に拡大する可能性がありますのでご注意ください。取引種別ごとのスリッページの詳細や各注文の特性については、後述する「Chapter 2-4. 注文」の「1. 注文の種類」をご参照ください。

(オンライン取引に関するリスク)

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、又は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、その他のシステム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間取引ができない又は注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盜難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の有効証拠金（証拠金額に対して未決済建玉による差損益額を加減した額）が必要証拠金額（建玉を維持するのに必要な証拠金額）以下となった時点にて、お客様の建玉（ポジション）は、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。ただし、ロスカットは、お客様の必要証拠金の額が確保されること、又はお客様の損失を一定範囲内に限定することを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合等は、ロスカット執行の結果によりお客様の預託した証拠金の額を上回る額の損失（元本超過損）が発生するおそれがあります。また、取引時間外である又は相場変動若しくは流動性の枯渇等の事由により、直ちにロスカットによる反対売買が執行できない場合もあり、これにより損失が拡大する可能性があります。

自動売買に関する注意喚起

本取引では、MetaTrader 4（以下「MT4」といいます。）という取引プラットフォームで自動売買取引のためのプログラム（Expert Adviser。以下「EA」といいます。）を実行し、自動売買取引を行うことが可能です。自動売買については以下の各項目に十分ご留意いただき、ご自身の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

- ① 当社は、EA、各種インディケータ及びモジュール（以下「EA 等」といいます。）のプログラミングや使用方法等のサポートは、電話、メール、その他いかなる方法においても一切行わず、自動売買についていかなる保証・表明・推奨も行いません。
- ② EA 等を利用した自動売買は、プログラムの欠陥や誤作動等により不測の損害を被るおそれがあり、短期間で自動的に大量の取引が可能となる事から、自動売買を行わない場合と比較してお客様に発生する損害がより大きくなるおそれがあります。
- ③ EA 等の作成、検証及び実行については、お客様ご自身の判断と責任により行っていただくものであり、お客様がご自分で作成された EA 等か第三者が作成した EA 等であるかに拘らず、EA 等の利用に関する一切の損害について、当社はその責任を負いません。
- ④ EA 等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合にのみ稼働します。その為、使用環境によっては EA 等が正常に稼働しない場合があり、お客様の意図した注文が約定せず、お客様に損失が発生するおそれがあります。
- ⑤ EA 等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合であっても、システムメンテナンスその他の理由で当社との接続が遮断された場合等には再設定等を行う必要があります。当社は、お客様との常時接続を保証せず、接続遮断によりお客様に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。
- ⑥ EA 等を利用した自動売買において約定した注文は、お客様の意図しない注文であった場合等いかなる場合であっても約定後に当該注文を取り消す事はできません。
- ⑦ お客様が EA 等を利用する場合、プログラムの内容によっては、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷若しくは障害を与える可能性があるため、事前の通知なく当該 EA 等をご利用のお客様の取引並びに取引システムへのログインの停止を行う場合があります。
- ⑧ MT4 は、Meta Quotes Software 社(本社:ロシア)の開発した取引プラットフォームであり、MT4 は Meta Quotes Software 社の代理店より当社がシステム提供を受け、お客様に提供している商品の為、同社、代理店及び当社が当該システムの提供を休止又は廃止した場合は、MT4 はご利用頂けなくなります。
- ⑨ お客様が MT4 を初めてインストールされた際にあらかじめ搭載された EA 等は構文のサンプルであり、当社は当該 EA 等による取引を推奨せず、かつ当該 EA 等についていかなる保証・表明も行いません。

■ Chapter 1. 取引開始までの流れ

Chapter 1-1. 取引口座

お客様が本取引を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもありますので、予めご了承ください。

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「店頭デリバティブ取引約款」、本説明書その他の交付書面の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること
2. 当社が定める基準を満たしていること
 - ① 当社から電子メール又は電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること。お客様が法人の場合、取引担当者と常時直接の連絡が取れること
 - ② インターネットの利用環境が整っており、ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること
 - ③ 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること
 - ④ 日本国内のみに居住する満 20 歳以上 80 歳未満の行為能力を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。お客様が法人の場合、日本国内に本店が登記されている法人であること、かつ取引担当者及び全ての実質的支配者が日本国のみに居住していること
 - ⑤ 本サービスにかかる店頭デリバティブ取引約款及び本説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること
 - ⑥ お客様が当社に登録する金融機関口座（送金先預金口座）は、国内の金融機関口座を指定していただけること
 - ⑦ お客様の個人情報を正確にご登録頂けること及び所定の本人確認が行えること
 - ⑧ 外国為替証拠金取引に関する業務を行う業者に勤務していないこと
 - ⑨ マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと及び反社会的勢力の団体及びその一員でないこと
 - ⑩ 金融商品取引に関する業務を行う業者（法令又は加入する金融商品取引業協会の定める規則等によって、所属する役職員による本取引が禁止され又は不適切であるとされている場合に限る。）に勤務していないこと。お客様が法人の場合、デリバティブ取引を行うことが、法令その他規則

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

または定款、及びその他の内規等に違反せず、法人又は団体等の意思決定機関（取締役会等）により取引の承認及び取引担当者の選任の決議のあること

- ⑪ お客様及びその家族が、外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に掲げる者）に該当しないこと。お客様が法人の場合、全ての実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと
- ⑫ その他当社が定める基準を満たしていること

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含みます。

Chapter 1-2. 本人確認及びマイナンバー

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定に基づき、当社では、お客様に対し所定の本人確認を行います。お客様は、口座開設に係るお手続き時及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人確認書類をご提出いただく必要があります。

併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、口座開設のお手続きの際にはお客様のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を確認できる書類をご提出いただきます。ご利用いただける本人確認書類、法人確認書類、及びマイナンバー確認書類は当社 WEB サイトをご覧ください。

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

当社では、口座開設のお申込に関する審査を行った後に、法人取引口座の場合は本店所在地及び取引担当者様の本人確認書類に記載の住所の両方へ、個人取引口座の場合は本人確認書類に記載された住所宛に、転送不要指定の簡易書留郵便にて、お客様専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます。）の ID、取引口座の ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付いたします。この書類がそれぞれの送付先へ正常に到達した時点において、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要指定の簡易書留郵便の不着等により本人確認がとれない場合は、取引を開始することができません。取引に必要な ID 等は郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失又は失念された場合は、当社カスタマーサポートまでご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティ保全の観点から電話等でお知らせすることはできませんので、予めご了承ください。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

3. 当社が発行する各パスワードは初期パスワードとなります。マイページのパスワードは当社ホームページの「マイページ」より、また取引口座のパスワードはMT4上にて、お客様ご自身で変更して頂きますようお願いいたします。

Chapter 1-4. 取引プラットフォームのダウンロード

当社の取引プラットフォームであるMetaTrader 4 (MT4) を、お客様のPCにインストールしていただきます。インストール及び動作に必要な環境は次のとおりです。

OS	Windows8、Windows8.1、Windows10 ※Windows10を推奨します（Mac OSはサポートしておりません）。
CPU	1GHz以上 ※2GHz以上を推奨します。
メモリ	512MB以上 ※1GB以上を推奨します。
通信回線	光ファイバーやADSLなどのブロードバンド環境

■Chapter 2. 取引概要

Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間

1. 取引時間・注文受付時間

当社が別途指定する特定日及びメンテナンス時間を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。また、取引時間外においては約定・注文発注・注文変更を行うことができませんのでご注意ください。なお、特定日については当社 WEB サイト等で事前に告知します。また、下表の取引時間等についても、市況又はカバー取引先等における取引状況の変化等に伴い、随時、予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。最新の取引時間につきましては、当社 WEB サイトにてご確認いただきますようお願いいたします。

米国標準時間採用時	米国夏時間採用時
日本時間 月曜日午前 7:05 ~ 土曜日午前 7:00 (毎日午前 7:00~7:05 の 5 分間を除く)	日本時間 月曜日午前 6:05 ~ 土曜日午前 6:00 (毎日午前 6:00~6:05 の 5 分間を除く)

2. メンテナンス時間

メンテナンスのため毎取引日の、米国標準時間採用時は日本時間午前7:00~7:05、米国夏時間採用時は日本時間午前6:00~6:05の5分間は、取引ができません。この間に約定・発注・注文変更は行われません（口座へのログインは可能です。また、毎週土曜日の取引終了時から月曜日の取引開始時までの間も同じです。）。

Chapter 2-2. 取引通貨・取引レート・スワップポイント

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、当社 WEB サイトをご覧ください。なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があり、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです。
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です。
- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレッド）があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています。
- ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

- ⑤ スタンダードコース口座（1万通貨単位取引）、ハーフコース口座（5,000通貨単位取引）、ミニコース口座（1,000通貨単位取引）それぞれのコースでスプレッドが異なります。

3. スワップポイントについて

お客様がご自身で保有するポジション（＝未決済取引）を決済しない場合、当社はお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。店頭FX取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。

- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します。
- ② スワップポイントの受払いは、金利情勢により逆転する可能性があります。
- ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ（ロールオーバー）を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であったとしても当該通貨国の休日により変化します。
- ④ スワップポイントの受取額と支払額にはスプレッドがあります。同一通貨ペアの売りと買いのスワップポイントにおいても、対称とはなりません。
- ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります。

Chapter 2-3. 証拠金

1. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの受払いを反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	「残高」に、全てのポジションの未確定損益総額を加減算した、お客様の資金残高の時価評価額であり、リアルタイムに算定されます
必要証拠金	通貨若しくは通貨ペア毎の取引及び保有するポジションを維持するために必要な証拠金
余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を控除した額であり、余剰証拠金の範囲で新たなポジションを保有したり、出金したりすることができます 余剰証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金
証拠金維持率	必要証拠金に対する有効証拠金の比率 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 必要証拠金 × 100(%)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

2. 必要証拠金の金額

最小取引単位（スタンダードコース口座は全通貨ペア 1 万通貨単位、ハーフコース口座は全通貨ペア 5,000 通貨単位、ミニコース口座は全通貨ペア 1,000 通貨単位）の必要証拠金の額は、個人のお客様の場合は取引総代金（想定元本）に対し 4%以上が必要となります。

また、法人のお客様の場合は、想定元本に対する必要証拠金の額の割合（証拠金率）は変動いたします。当社では、法人口座における証拠金率は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下この項において「金融先物取引業協会」といいます。）が算出し公表する「為替リスク想定比率」を参照した上で、当社が独自に定める率（ただし、金融先物取引業協会による為替リスク想定比率よりも高い証拠金率（低いレバレッジ）にかぎります。）を適用します。したがって、当社の法人口座の証拠金比率は、同協会の公表する為替リスク想定比率と異なる場合がありますが、当該比率よりも低い証拠金率（高いレバレッジ）が設定されることはありません。

当社は、法人口座において適用されている証拠金率（レバレッジ）について、週ごとに金融先物取引業協会の公表する為替リスク想定比率との比較を行い、変更が必要であると判断した場合においては、これを変更いたします。当社では、証拠金率の変更を行う場合には、月曜日の取引開始時刻を証拠金率の変更時間とし、変更日の属する日の前の週の木曜日までに、予定している変更後の証拠金率について、当社 WEB サイト等に掲載する方法により、お客様に対してお知らせいたします。

- ① 必要証拠金の額は、予告なく変更される場合があります。
- ② 上記の変更により、お客様の資金残高の時価評価額（有効証拠金）がポジションを維持するため必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます。

3. 証拠金の通貨及び有価証券等の代用

証拠金は日本円のみの取扱いとし、外貨及び有価証券の代用はできません。

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

成行注文	お客様が通貨ペアの別、取引の数量、及び注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文であり、当社システムで受けた（受注）順に執行します。約定は、実際に注文を約定処理する時点において当社が約定に用いる価格（当社がカバー先から配信を受けた価格を基準とする価格であり、お客様へ配信する価格*と同じです。以下「当社基準価格」）にて行われます。
------	---

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

*当社がカバー取引先から配信を受ける価格は、カバー取引先が取引を行なう複数の金融機関等が提示する価格から形成されており、最新かつ最良の価格を基に生成されています。(以下「最良価格」といいます。以下同じです。)

*お客様への配信価格は、当社システムより配信されてから、お客様の端末にて実際に画面に表示されるまでの間には、通信に伴う時間差が生じます。

《約定の数量について》

お客様の注文数量が、最良価格にて約定可能な数量を超える場合は、注文は、当該約定可能な数量まではこの最良価格において約定し、余った数量に関しては、その次の最良価格にて約定されます。その次の最良価格帯における約定可能数量を以ってしても注文数量の全部が約定しない場合は、さらにその次の最良価格帯における約定が行われ、以降順次これを繰り返します(以下同じです。)。

《スリッページについて》

お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、及び当社システムにおいて約定処理にかかる時間によって生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もあります。

EZ MT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず*、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。

* 欄外脚注の《ご注意！》も必ずご参照ください。

指値注文

買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文。当社システムでは、提示価格（当社基準価格）が指定価格に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます。）。

※当社の指値注文は、お客様が指定した価格では約定しない場合があり、お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もありますのでご注意ください。

※為替相場急変時や、週末終値と週始値の乖離には特にご注意ください。

※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。

逆指値注文	<p>指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定します。逆指値注文は、提示価格（当社基準価格）が指定価格の範囲に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます。）。したがって、成行注文及び指値注文と同様に、スリッページが生じる場合があります。</p> <p>※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。</p> <p>※お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。</p> <p>※為替相場急変時や、週末終値と週始値の乖離には特にご注意ください。</p> <p>※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず*、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。</p>
トレーリング・ストップ	<p>逆指値による決済注文において、逆指値の指定価格を価格変動に連動させる基点（利益の値幅）を設定することにより、指定価格が自動的に修正される注文方法です。</p> <p>連動する値幅をポイント（為替レートの取引最小単位）によって設定することで、相場の変動（上昇・下落）を追跡して、自動的に決済注文価格が変動します。</p> <p>相場が有利な方向に動いた場合、設定した値幅に従い、決済価格が有利な価格に変更されます。</p> <p>相場が不利な方向に動いた場合、決済価格は変更されず、最後に変更された価格に留まります。</p> <p>※トレーリング・ストップは、保有している未決済建玉において、指定した値幅分を超える利益が出た時点にて初めて発動します。利益の出ていないポジションにトレーリング・ストップを設定しても機能しません。</p>

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

※当注文は、MT4 にログインして稼動させている間のみ機能します。つまり、MT4 を稼動させていない間は、レートが変動してもトレイリング・ストップは発動せず、決済逆指値価格は自動的に修正されません。

OCO 注文	条件を指定した二つの注文を同時に出し、片方の注文の条件が成立したら、もう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文です。
IF DONE 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済注文をセットで行う注文です。
IF DONE OCO 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで行う注文です。
任意数量決済	保有するポジションのうち、任意の数量を指定して行う決済注文です。
ポジション選択決済	保有するポジションのうち、任意のポジションを指定して行う決済注文です。

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格にて約定することが保証されているものではなく、市場の急変又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。

《ご注意！》

EZ MT4 の取引プラットフォームには、メニューバー「ツール」⇒「取引」タブ⇒「価格誤差のデフォルト」欄に、「デフォルトを指定」のチェックボックスとプルダウンがありますが、この機能は使えません。この箇所にて数値を指定して「OK」を押下しても、「OK」ボタンは作動しますが、スリッページの許容幅等は指定されませんのでご注意ください。

2. 注文方法

本取引の売買注文は、インターネットを利用したオンラインによる受注のみとし、電話、FAX、その他の方法による受注は一切受け付けません。お客様は、当社の提供する取引プラットフォームを使用して次の事項を入力し、その内容を確定させることにより発注することができます。

- ① 取引を行う通貨ペア
- ② 注文の種類（上記の成行注文、指値注文、逆指値注文等）
- ③ 「売り」又は「買い」の別
- ④ 「新規」又は「決済」の別
- ⑤ 取引数量
- ⑥ 価格（指値注文、逆指値注文等の場合のみ）
- ⑦ 上記のほか、当社の定める事項

3. 注文の受付及び約定

お客様が注文の入力及び確定を行った後、当社が当該データを受信した時点で注文の受付けとなります。当社がお客様の注文を受注した場合、原則として遅滞なく約定させるよう努めますが、外国為

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

替市場の流動性の低下等により、約定に時間を要する場合があります。このような場合、本取引では時間優先の原則により約定処理をいたします。したがって、同じ価格の注文であっても、成立する注文と不成立となる注文が生じる場合があります。また、急激な為替レート変動等により、お客様が発注した時点の価格と当社のサーバーで当該注文を受信した時点の価格が大幅に乖離した場合や、流動性の極端な低下等により、注文が成立しない場合があります。

4. 注文の変更・取消し

注文の変更・取消しは以下の通りです。

- ① 約定前の注文（指値注文等）は変更・取消しが可能です。
- ② 決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます。
- ③ 取引時間外（週末を含みます。）には、注文の変更・取消しを行うことができません。

5. 取引数量について

スタンダードコース口座

最小取引通貨単位は、全通貨ペア 1 万通貨単位です。なお、注文入力画面では、数量 1.00 ロットは 10 万通貨をあらわしております。したがって、1 万通貨を取引する場合は、数量 0.10 ロットと指定する必要がありますのでご注意ください。

ハーフコース口座

最小取引通貨単位は、全通貨ペア 5,000 通貨単位です。5,000 通貨の整数倍の取引のみ可能となります。注文入力画面では、数量 1.00 ロットは 10 万通貨をあらわしております。したがって、5,000 通貨を取引する場合は、数量 0.05 ロットと指定する必要がありますのでご注意ください。

ミニコース口座

最小取引通貨単位は、全通貨ペア 1,000 通貨単位です。注文入力画面では、数量 1.00 ロットは 10 万通貨をあらわしております。したがって、1,000 通貨を取引する場合は、数量 0.01 ロットと指定する必要がありますのでご注意ください。

6. 決済期限、契約の終了について

本取引は、ロスカットによる強制決済の場合を除き、お客様が決済の指示をされるまでポジションを繰り越す（ロールオーバーする。）ため、決済期限はありません。また、取引時間内に反対売買することにより、ポジションの決済はいつでも可能です。なお、ポジションが存在する状態で口座の解約等により契約を終了させる場合、残存ポジションは当社の通知により、当社の任意で処分されます。

7. 取引手数料

取引手数料は、新規・決済ともに無料です。ただし、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担する取引コストとなります。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

8. 受渡取引について

本取引では、受渡取引（Chapter 5. 「取引用語」をご参照ください。）はできません。差金決済によるお取引となります。建玉は、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。

9. 決済に伴う損益の授受

反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。

《決済通貨が日本円である通貨ペア》 取引通貨数量 × 約定価格差

《決済通貨が日本円ではない通貨ペア》 取引通貨数量 × 約定価格差 × 円換算レート

決済の結果生じた 1 円未満の損益に関しましては、当社において 1 円未満の損益金額を切り捨てた上で、損益金額を確定します。

※約定価格差とは、新規建玉時の約定価格と決済約定価格との差ですが、建玉の売買の別により計算方法が異なります。

10. 取引に起因する債務の履行の方法

本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて当社へ入金する方法に限ります。

Chapter 2-5. 入出金

1. 口座開設時最低預託証拠金

口座開設時の最低預託証拠金の制限はありません。

2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、当社指定の金融機関口座において着金が確認され、かつ、当社における事務処理が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等金融機関による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果ロスカット等が発生した場合につきましても、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページにログインしお手続きください。約 380 の金融機関を手数料無料（当社負担）にてご利用頂けます（ただし、一部金融機関においては、お客様と当該金融機関との契約の内容によっては、クイック入金においても送金手数料が発生する場合があります。詳細につきましては、ご利用の金融機関へお問合せください。）。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただきます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受け

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

た場合、当該依頼が有った日から起算して5営業日以内に、口座開設時、又はマイページにてお客様ご自身で変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください。
- ② 出金手続きは、原則1日1回を限度とします。
- ③ 一部出金のご依頼は、1万円以上とさせていただきます（1万円未満のご出金は、全額出金のみ可能です）。また、出金後の口座残高が1万円未満となる一部出金依頼は受け付けられません。その場合は、口座残高全額の出金依頼として受付いたします。
- ④ 各営業日の日本時間午後3時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や取り消しができなくなります。
- ⑤ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します。

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにて、お客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が0（ゼロ）以下になった場合（有効証拠金の額が必要証拠金の額以下となった状態であり、証拠金維持率が100%以下になった場合）、お客様の未決済ポジションが、評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が100%を上回るまで、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます。
- ② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります。
- ③ ロスカットによる強制決済は、ロスカットライン（証拠金維持率100%）に達した時点で成行にて反対売買されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります。
- ④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があります。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

Chapter 2-7. 両建てとなる取引

本取引では、両建てとなる取引（同一通貨ペアの買いポジションと売りポジションを同時に保有する取引）を行うことが可能ですが、両建てとなる取引は、スプレッドを二重に負担することや、スワップポイントに逆ザヤを生じることから、経済的合理性を欠く取引であり、推奨いたしません。両建てを行った際の必要証拠金は、買いポジションと売りポジションいずれか多い方の数量と、各ポジションの約定価格の平均値を基準に計算されます（MAX 方式）。

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。）は、当社の提供する取引プラットフォーム又は WEB サイトを利用した電磁的方法（レポート）により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することができます。また、お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合には、本取引の提供を停止した上で、取引口座を閉鎖することができます。お客様からの取引口座の閉鎖のお申出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社までご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った店頭 FX 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、平成 24 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭 FX 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から令和 19 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様が店頭 FX 取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

Chapter 2-11. 契約の終了事由

別に交付する「店頭デリバティブ取引約款」第 24 条に定める事由に該当する場合、お客様が未決済のポジションを保有している場合であっても本取引口座は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってお客様が未決済のポジションを保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。契約の終了事由の主なものは、次のとおりです。

- ① 支払い不能の状態であることが合理的に認められる場合
- ② お客様の責めに帰すべき事由により、当社からお客様への連絡が不能となった場合
- ③ 死亡した場合、又は心身機能の低下その他の事由により、本取引の継続が困難若しくは不能となった場合
- ④ お客様が取引口座の閉鎖を申し出られた場合
- ⑤ お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合

Chapter 2-12. 資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と区分し、信託財産として管理しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となつた場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、お客様に帰属する区分管理必要額に応じて按分された金額が、受益者代理人を通してお客様に返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会社は資産の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、区分管理必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から 2 営業日後に差替えを行うため、算定日における区分管理必要額と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、金融庁長官の指定する金融機関において当社の固有財産とは区分して管理しております。

Chapter 2-13. 特定投資家

当社では、金融商品取引法第 2 条第 31 項の定めにかかわらず、お客様からのお申し出が無い場合、特定投資家ではないものとして、取り扱わせていただきます。

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、若しくは一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為をいいます。以下同じです。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。

1. 店頭 FX 取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭 FX 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関し、お客様に対して虚偽の事項を告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項についての断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭 FX 取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭 FX 取引契約締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけ、店頭 FX 取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭 FX 取引契約締結につき、その勧誘に先立ち、お客様に対して、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭 FX 取引契約締結につき、お客様があらかじめ当該店頭 FX 取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭 FX 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭 FX 取引契約締結又は解約に関して、お客様を不快にさせるような時間帯に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭 FX 取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補てんするため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭 FX 取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭 FX 取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

10. 本書面交付に際し、本書面内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭 FX 取引契約を締結する目的に照らし、当該お客様が理解するために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭 FX 取引契約締結又はその勧誘に関し、重要事項につき誤解を招く表示をする行為
12. 店頭 FX 取引契約について、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約束させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭 FX 取引契約締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴力的行為若しくは脅迫的行為
14. 店頭 FX 取引契約に基づく店頭 FX 取引行為をすることその他の当該店頭 FX 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不當に遅延させる行為
15. 店頭 FX 取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用すること。その他不正手段により取得する行為
16. 店頭 FX 取引契約締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭 FX 取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめお客様の同意を得ず、当該お客様の計算により店頭 FX 取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、店頭 FX 取引をする行為
19. 金融商品取引又はこの受託等について、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数、価格（デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項）のうち同意が得られないものについて、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により締結するものを除きます。）
20. 店頭 FX 取引行為について、お客様に対し、当該お客様が行う店頭 FX 取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引によって発生し得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似の行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭 FX 取引を含みます。22において同じ。）について、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額に不足する場合、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託されることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引について、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託されることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッペー

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

ジが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

■Chapter 4. 会社概要

当社の概要について

【商 号】

EZ インベスト証券株式会社

【本 店】

〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目 22 番 5 号 ベルス麻布 2 階

FAX : (03)5572-7742

【設立年月日】

平成 17 年 3 月 16 日

【事業内容】

第一種金融商品取引業

【登録番号】

関東財務局長（金商）第 156 号

【資本金】

4 億 1,194 万 1,590 円（令和 2 年 2 月 19 日現在）

【代表者】

代表取締役社長 大森恒郎

【加入している金融商品取引業協会】

日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

【お取引に関する各種お問い合わせや苦情等】

カスタマーサポート

フリーコール 0120-205-810（当社営業日の午前 9 時～午後 5 時）

【ADR 機関】

お客様は、以下の機関による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用を行うことが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

フリーダイヤル 0120-64-5005（月曜日～金曜日 祝日等を除く 午前 9 時～午後 5 時）

<http://www.finmac.or.jp/>

■Chapter 5. 取引用語

店頭 FX 取引においてよく用いられる用語は以下ののような意味を有します。ただし、当社との間の取引に関して、取引契約約款又は本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認ください。

【ビッド(Bid)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をすることをいいます。
顧客はその価格で売り付けることができます。(⇒アスク)

【アスク (Ask)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。(⇒ビッド)

【インターバンク市場（インターバンクしじょう）】

金融機関同士の取引を行う市場のことです。この市場の取引参加者は金融機関、大手証券会社などです。参加者は、直接又は間接（仲介：ブローキング）に通貨を取引します。インターバンク市場では、東京・ロンドン・ニューヨークを世界の三大市場といいます。

【受渡決済（うけわたしけっさい）】

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の授受（店頭 FX 取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ること）により決済する方法をいいます。

【売りポジション（うりぼじしょん）】

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。（=売り建玉：うりたてぎょく）

【買いポジション（かいぼじしょん）】

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。（=買い建玉：かいたてぎょく）

【カバー取引（かばーとりひき）】

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭 FX 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 FX 取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭 FX 取引をいいます。

【機関投資家（きかんとうしか）】

生命保険会社や信託銀行・年金基金・ヘッジファンド等を呼びます。

【クロス取引（クロスとりひき）】

ドルを介さない為替取引のことです。クロス円といえば円を中心とした取引（EUR/JPY や GBP/JPY、又は CHF/JPY など）を意味し、クロス EUR と言えば、EUR を中心とした取引（EUR/JPY や EUR/GBP など）を意味します。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

【差金決済（さきんけつさい）】

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

【ショート】

ある通貨の売り持ちの状態を言います。ドル円で「ドルショート」という場合は、ドル売りのポジションを表します。（⇒ロング）

【ロング】

ある通貨の買い持ちの状態を指します。ドル円で「ドルロング」という場合は、ドル買いのポジションを表します。（⇒ショート）

【スポット】

為替市場においては直物取引を指し、取引日から 2 営業日後が決済日になります。

【スリッページ】

お客様ご利用の端末と当社取引システムの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することにより、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末のクローズ価格から週初のオープン価格の間に乖離が大きい場合、スリッページが予想外に拡大する場合があります。

成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

【ツー・ウェイ・プライス】

売値と買値の両方を同時に提示することを意味します。

【デイ・トレード】

同日内に、ポジションの新規保有及び決済する取引のことです。イントラディ・トレードとも呼びます。

【テクニカル分析（テクニカルぶんせき）】

過去の価格の推移など、いわゆる市場内部的要因のデータを統計的に分析して、相場の方向性を予測する手法のことをいいます。

【特定投資家（とくていとうしか）】

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。特定投資家以外の法人及び一定の要件を満たす個人は特定投資

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

家として取り扱うよう申し出ることができます、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

【店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）】

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらず行われるデリバティブ取引をいいます。

【値洗い（ねあらい）】

ポジションを、市場価格の変化に伴い、時価評価する手続きをいいます。

【ファンダメンタル分析（ファンダメンタルぶんせき）】

価格形成を左右する要因の中で、基礎的な要因となるものを分析する手法です。

【ヘッジ取引（ヘッジとりひき）】

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

【約定日】

取引が成立した日のことです。

【両建て（りょうだて）】

同一の商品の売りポジションと買いポジションを同時に持つことをいいます。

【レバレッジ】

テコの原理のことです。レバレッジを効かせることにより、少額の資金でより大きな資金の取引ができます。

【ロスカット】

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。

【ロールオーバー】

店頭 FX 取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションの決済期限を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上

制定 平成 28 年 9 月 12 日

平成 29 年 1 月 23 日 一部改定

平成 29 年 2 月 27 日 一部改定

平成 29 年 6 月 12 日 一部改定

平成 29 年 9 月 29 日 一部改定

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

平成 29 年 10 月 16 日 一部改定

平成 30 年 2 月 2 日 一部改定

平成 30 年 5 月 31 日 一部改定

平成 30 年 12 月 25 日 一部改定

平成 31 年 3 月 29 日 一部改定

令和元年 6 月 18 日 一部改定

令和元年 8 月 30 日 一部改定

令和元年 10 月 25 日 一部改定

令和元年 11 月 11 日 一部改定

令和 2 年 1 月 9 日 一部改定

令和 2 年 3 月 2 日 一部改定